

「石綿による疾病の認定基準について」(基発0329第2号)正誤表

通達本文

頁	項番	誤	正
3	第2の2の(3)	次のアからエまでのいずれかの所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること。	次のアからオまでのいずれかの所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること。
4	第3の1の(1)	第2の2の(3)のアからウまでに示す乾燥肺重量1g当たりの石綿小体の数については、	第2の2の(3)のアに示す乾燥肺重量1g当たりの石綿小体の数については、

通達別添1(「胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影」に係る画像例及び読影における留意点等)

頁	項番	誤	正
9	別添1の1の(1)	「(ア)両側又は片側の横隔膜に、太い線状ないし斑状の石灰化陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないこと。」に係るもの一図1及び写真1、2	「両側又は片側の横隔膜に、太い線状又は斑状の石灰化陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。」に係るもの一図1及び写真1、2
9	図1	(Fletcherら, 1970 ⁽¹⁾)	削除
11	別添1の1の(2)	「(イ)両側側胸壁の第6～10肋骨内側に、石灰化又は非石灰化、非対称性の限局性肥厚陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないこと。」に係るもの一写真3、4	「両側側胸壁の第6から第10肋骨内側に、石灰化の有無を問わず非対称性の限局性胸膜肥厚陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。」に係るもの一写真3、4
11	参考写真3	両側側胸壁の第6～10肋骨内側に、石灰化又は非石灰化、非対称性の限局性肥厚陰影が認められ、肋横角の消失を伴わない。	両側側胸壁の第6から第10肋骨内側に、石灰化の有無を問わず非対称性の限局性胸膜肥厚陰影が認められ、肋横角の消失を伴わない。
14	別添1の3の(1)	6行目 ⁽²⁾ ----- 8行目 ⁽³⁾	削除
14	別添1の3の(2)	(清水ら, 1983 ⁽⁴⁾)	削除